

商品開発支援実施業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 経商産振委第9号 商品開発支援実施業務

2 委託業務の目的

本業務は、静岡県中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下、「中部5市2町」という。）の事業者の販路拡大のため、顧客ニーズ等の情報収集を行うとともに、それらの情報を活かした商品開発につながるアドバイス等により、事業者の魅力を高める商品づくりを支援し、マーケティングを意識した商品開発力を向上することを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託業務の内容

本事業に参加する中部5市2町の事業者（以下「参加事業者」という。）が、自社の魅力を高める商品開発をできるよう顧客調査、マーケティング講座・ワークショップ、商品開発伴走支援、モニター調査、テストマーケティングを実施する。またその結果を基に、参加事業者に対して販売戦略プランの策定及びフィードバックを併せて実施する。

(1) 参加事業者募集・選考業務

中部5市2町と協力して参加事業者を募集し、応募が定数を上回る場合は選考を実施する。

①募集方法 チラシ・HP

※HPについては本市HPに作成することも可能。

②選考方法 商品開発経験がある者等、専門家による書類選考または面接にて選考。面接についてはオンラインでも可とする。また選考方法については基準を設け、点数制で管理をすること。なお、選考では設備等、製造体制の確認も行うこと。

③面接場所 面接については対面の場合、静岡県内で実施すること。

④募集商材 常温の食品とする。

⑤募集数 7社

各社1品を基本とするが、参加事業者が複数ラインナップで開発したい場合は、委託者と協議の上、品数を決定する。

⑥その他 参加事業者は、令和9年度に実施予定の販路開拓事業へも参加する意思があること、令和9年度以降も市の求めに応じて開発した商品の契約状況等を市に報告することを条件とする。

(2) 顧客調査業務

市場動向、トレンド、参加事業者が扱う商品、地域資源を踏まえターゲット層を設定する。設定したターゲット層に対し顧客調査を実施する。

① 調査方法 アンケート

- ② 調査数 500名程度
- ③ 対象 受託者が持つ市場動向・トレンド情報及び参加事業者が扱う商品・地域資源を踏まえて、性別、年齢、家族構成、世帯年収等の観点から受託者が設定する。
- ④ 内容 ターゲット層の、地方（静岡）発の商品に対するニーズを探る。地方発の商品の購入目的、購入場所、購入頻度、予算、購入した商品の特徴等、ニーズの把握に有効な調査項目を10項目程度設定する。
- ⑤ 実施時期 令和8年4月～5月の間
調査結果は（3）のワークショップで活用すること。
また、レポートにまとめて調査後1か月以内に委託者に納品すること。

（3）マーケティング講座・ワークショップ実施業務

マーケティングの基礎知識を得る講座及び（2）で実施した顧客調査の結果を商品開発に反映させる手法を学ぶワークショップを実施する。なお会場及びオンライン会議に使用するアカウントについては受託者が準備するものとする。

- ① 回数 2回程度
マーケティング講座とワークショップの合計回数とする。各1回の開催、マーケティング講座2回のうち1回でワークショップを同時開催するなど、開催方法は内容に合わせて選択すること。
- ② 手法 対面及びオンラインでのハイブリッド形式とする。また委託者との協議の上オンラインのみ、対面のみとすることは可能。
- ③ 内容 マーケティング講座は、本事業に必要なマーケティングの基礎知識、最近の商品トレンドや成功事例など委託者と協議の上決定する。
ワークショップは、（2）の調査結果を参加事業者に共有し、その結果を商品コンセプト、価格、販路、広告宣伝活動などの面から商品開発に反映させる手法を学ぶ実践的なものとする。
- ④ 対象者 本事業参加事業者は参加必須とするが、事業に支障がない場合は、講座・ワークショップのみの参加も可とすること。

（4）商品開発伴走支援業務

（2）の調査を基に参加事業者が商品開発を行う際に伴走支援を実施し、商品開発のサポートを行う。面談の中で受託者と参加事業者の協議の上、商品開発の方向性を決定する。試作品に対してグループインタビューを実施し顧客の反応を商品開発に反映する。

- ① 面談回数 1社あたり5回以上
基本的には対面での面談とするが参加事業者がオンラインを希望する場合は委託者と協議の上、オンラインも可とする。
- ② 支援内容
ア マーケティング目線での商品開発に関する助言
イ 品質管理及び営業許可に関する助言
ウ 価格や形状などバイヤー目線を意識した助言
エ 成分表示、パッケージに関する助言

- オ 商標登録に関する助言
- カ その他商品開発時に参加事業者必要とする助言
- キ パッケージデザインの実施(参加事業者の負担なしとする)
※参加事業者が利用しているデザイナーがいて、支援を希望しない場合は、必須としない
- ク グループインタビューによる顧客調査
試作品に対し、(2)で設定したターゲット層から構成される3グループ(1グループ3~4人)を対象としたインタビューを実施し得られた反応を商品開発に反映する。

(5) モニター調査及びテストマーケティング業務

(4)にて商品が完成した後に店舗にてテストマーケティングを行うとともに、覆面調査モニターによる調査を実施する。

- ① 実施店舗 委託者と協議の上、受託者が選定する。
開発した商品のコンセプトと来店者の嗜好が合致する店舗とする。
- ② 回数 令和8年11月~12月のうち3日程
令和9年1月~2月のうち3日~1週間程度
- ③ 調査方法 ア テストマーケティング店舗店員によるフィードバック
イ 覆面調査員6名以上による調査とフィードバック
ウ 店頭でのインタビュー調査・アンケート調査
- ④ その他 モニター調査及びテストマーケティングにより商品の改良が必要となった場合は伴走支援を行い、改良フォローを行うこと。なお改良フォロー時の面談に関しては(4)の面談回数に含めることができる。

(6) 販売戦略策定業務

(2)(4)(5)の結果を基に、開発商品の販売戦略シートを作成し、参加事業者にフィードバックを行う。

- ① 納品方法 電子データおよび紙媒体で作成し、販売戦略については各社に対してシートを基に対面またはオンラインにて説明を行い、納品する。
- ② 納品時期 令和9年1月6日(水)~3月12日(金)まで

(7) 事業実施状況の報告

委託業務期間中の1カ月に一度、事業実施状況の報告を行うこと。

5 業務実施に当たっての補足事項

(1) 参加事業者の要件は①から④すべてを満たしていること。

- ① 中部5市2町に事業本拠地(本社又は本店)があり、自社商品を持っている事業者
商品についてはOEMも可能とするが募集時期に、OEM先が決定していること。
なお事業実施中に製造する商品内容の変更がある場合は、OEM先の変更も可とする。

- ② 商品製造に必要な営業許可を有する事業者
- ③ 生産物賠償責任保険に加入している事業者
- ④ 一定の需要に対応できる生産能力（年間1,000個程度）を有する事業者

(2) 参加事業者が負担する経費及びその他条件

- ① テストマーケティング時における販売委託手数料（販売時に店舗が手数料として徴収する利益相当額。）

実施にあたっては、詳細について受託者が事前に委託者と調整すること。

なお、出品者が有利となる変更（対象商品の賞味期限の下限を短縮すること、販売委託手数料等の割合を減少させること）については、委託者との協議を必要とせず、委託者への通知により変更できることとする。

また、仕入方式による商品取扱を行う場合には、出品者の募集の際に明示すること。

- ② モニター調査時のサンプル費用
- ③ マーケティング講座に参加する際の旅費等

(3) その他条件

- ① イベントの実施を想定して、法令順守できるよう店舗事業者との協力体制を築くこと。
- ② 出品者に対し、食品衛生法の基準に沿った製造に必要な許可を有しているか確認を怠らないこと。
- ③ 食中毒・異物混入等の事故が発生した場合や販売上のトラブル等が発生した場合、または顧客から苦情があった場合は、受託者が責任をもって出品者とともに対応にあたり、その内容を報告すること。
- ④ 個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び静岡県個人情報保護条例（平成15年静岡県条例第5号）を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意すること。

6 事業実施に当たっての業務分担について

なお、定めのない事項については受託者が行うことを想定しているため、受託者は業務開始時に業務分担を基にした、全体作業スケジュールを作成し委託者による確認を受けること。

7 再委託について

委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、以下の業務については委託者と協議の上、第三者に委託することができる。

- (1) 商品の品質管理に関する助言
- (2) 商品の成分検査及び菌検査費用
- (3) 商品のテストマーケティングにかかる業務
- (4) パッケージデザインにかかる費用